



## 横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業にかかる同意事項

- ・登録事業所が横浜市に利用登録申請を行う際、この申請書に加えて主治医からの指示書（訪問看護指示書等）を添付して申請します。
- ・利用登録申請に対して横浜市が登録の承認を通知してから、横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業（以下、「レスパイト事業」といいます。）を利用します。
- ・レスパイト事業の利用を開始する前に、利用する事業所に対して、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録（変更）通知書（第4号様式）」を提示します。
- ・利用上限を超える費用やその他に発生する費用（交通費やキャンセル料等）については、横浜市は負担しません。  
これらの費用負担については、利用者及び申請者と事業者との間で双方同意のうえサービスを利用します。
- ・損害の賠償について利用する事業所から説明を受け、同意したうえでレスパイト事業を利用します。
- ・事業所がサービスを提供する際に必要となる情報について、主治医からの指示書以外にも事業所間で収集および提供することがあります。
- ・レスパイト事業を医療保険制度による訪問看護と連続して利用する場合は、医療保険制度による訪問看護を優先して利用します。
- ・利用登録の内容に変更が生じる場合は、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録（変更）申請書（第3号様式）」を登録事業所に提出します。
- ・虚偽その他不正の手段によって申請、利用等を行ったことが判明した場合は、横浜市は利用登録を取り消すとともに、横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業実施要綱第8条第1項に定める支払いを行いません。
- ・レスパイトのサービスを受ける時間については、利用者と事業所の間で相談のうえ決定します。
- ・利用予定の登録事業所から医療保険制度に基づく訪問看護を受けていない場合は、登録事業所が主治医に対し指示書の作成を依頼します。  
この際発生する指示書の費用は、申請者である医療的ケア児・者の家族が負担します。
- ・医療保険制度による訪問看護を利用していない場合は、2名による訪問を原則とします。  
サービス提供を行うにあたっては、2名によるヒアリング及び家族同席のサービス提供を必須とします。  
家族同席のサービス提供の時間・回数・内容について事業所から説明を受け、同意したうえでレスパイト事業を利用します。

横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業の利用登録申請にあたり、  
以上の事項を確認し、同意しました。